

ハローワーク求人票に GJ 認定マークを表示できます

製造請負事業推進協議会は、製造請負優良適正事業者認定制度（GJ 認定制度）の周知・普及を徹底するため、いろいろな機会を利用して厚生労働省にも周知への協力をお願いしております。

ご存知の事業者様もいらっしゃると思いますが、制度周知の一環として、ハローワークで発行される求人票に、GJ 認定事業者については、認定マークを表示することができます。

ハローワークで発行される求人票に GJ 認定マークを表示するには、以下の内容をお読みいただき、ご対応ください。

GJ 認定を取得された事業者各位の事業活動、特に求人活動にご活用いただきたく、以下のとおりお知らせします。

1. ハローワーク求人票での認定マークの表示

(1) インターネットサービスの求人情報

認定取得事業者で「PR ロゴマーク」表示を申請している事業者の求人情報については、「求人情報」ページに「PR ロゴマーク」欄が表示され、その中に取得している認定マークが表示されます。



| | |
|--------------|---|
| 求人番号 | 99999-99999999 |
| 受付年月日 | 20XX年Y月Z日 |
| 紹介期限日 | 20XX年Y月ZZ日 |
| 受理安定所 | ※※公共職業安定所 |
| 求人区分 | フルタイム |
| オンライン自主応募の受付 | 不可 |
| PRロゴマーク |  |

左の求人情報を掲載している事業者の場合、優良派遣事業者認定と GJ 認定の2つの認定を取得しています。

「PR ロゴマーク」欄の「PR ロゴのご案内」のリンクをクリックすると、PR ロゴの説明が表示されます。

なお、「PR ロゴ」表示の申請をしていない事業者の求人の場合には、「PR ロゴマーク」欄は表示されません。

【次ページに続きます】

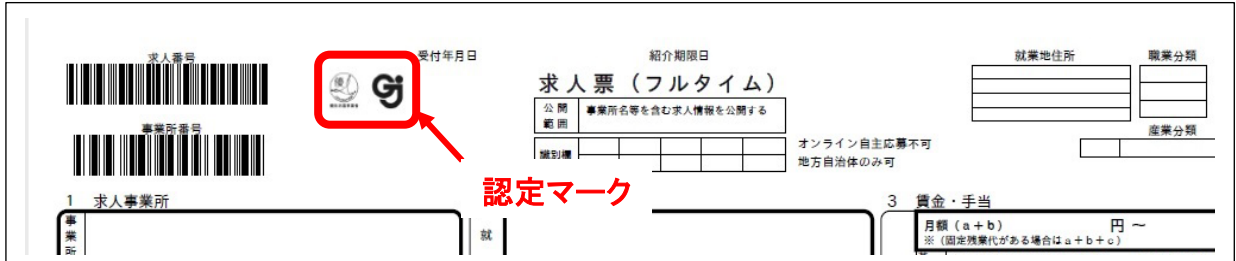
【お問い合わせ先】

製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人日本BPO協会 事務局 TEL：(03)6721-5361 FAX：(03)6721-5362

(2) ハローワーク端末等で出力される求人票

求人票のタイトル欄の左横に、認定マークが出力されます。



上の事業者の場合、優良派遣事業者認定と GJ 認定の 2 つの認定を取得しています。

(3) ハローワーク求人票で表示できる PR ロゴマーク

① 表示できる認定マーク等の数

表示できる PR ロゴマークは、最大 4 つです。

5 つ以上の PR ロゴマークの表示ができる事業者は、表示する PR ロゴマークを 4 つの範囲で選択ください。

② 表示対象となる PR ロゴマーク

ハローワーク求人票に表示できる PR ロゴマークは、現在、製造請負優良適正事業者認定（GJ 認定）の他、くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定、優良派遣事業者認定、職業紹介優良事業者認定等を含む、18 種類が対象です。

(2023 年 6 月 12 日現在)

詳細は、下記をご覧ください。

ハローワークインターネットサービス
PR ロゴのご案内

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/prlogo_guide.html

2. 認定マークのハローワーク求人票への表示方法

(1) PR ロゴマークの表示方法

ハローワークインターネットサービス 求人者マイページの「事業者詳細情報登録」画面から、表示したい PR ロゴマークを選択して他の「事業者詳細情報」とともに仮登録します。

なお、申し込みされた情報はハローワークにて確認後、本登録となります。

ハローワークインターネットサービスの操作方法等は、下記にお問合せください。

ハローワークインターネットサービス及びマイページに関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

電話 : 0570-077-450

受付日時 月曜～金曜 9:30～18:00 年末年始(12/29～1/3)、祝日除く

※ナビダイヤル所定の通話料がかかります。

※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール : helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

【次ページに続きます】

【お問い合わせ先】

製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人日本 B P O 協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362

(2) 登録時のアドバイス

求人票に認定のPRロゴマークが表示されても、その意味をご存知ない求職者が多いことが考えられます。

求人に関する特記事項欄等に、例えばGJ認定については次のように記載することで、ハローワーク求人票のGJ認定マーク表示について、求職者に対しての遡及効果を高めることができると考えます。

GJ認定取得事業者の、求人に関する特記事項欄への記載例:

当社は、厚生労働省が実施している製造請負優良適正認定制度（GJ認定制度）の認定を取得しています。

(3) ハローワーク確認時の書類

特に規定はありませんが、ハローワークでの確認を円滑にするため、厚生労働省、認定受託団体、または認定機関ホームページの認定状況がわかるページ※を印刷したものを添付することをおすすめします。

※：GJ認定制度の認定事業者一覧、次のページに記載しています。

製造請負事業改善推進協議会ホームページの製造請負優良適正事業者一覧

<https://yuryoukeoi.info/comments.html>

(4) 認定等の有効期限が切れた場合

遅滞なく、ハローワークに申し出て、ハローワーク求人票への掲載を停止してください。

以上

- GJ認定制度については、次のホームページをご覧ください。

GJ認定制度ホームページ <https://yuryoukeoi.info/>



- 本ご案内に記載しています図等は、次を使用しています。

厚生労働省職業安定局 ハローワークインターネットサービス※を加工して作成

※ <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ先】

製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人日本BPO協会 事務局 TEL：(03)6721-5361 FAX：(03)6721-5362